

## 長崎市乳児期家事代行サービス事業者登録基準

- 1 法人格を有する事業者であり、利用者の自宅に職員を派遣して家事代行サービスを行う事業の実施について、定款等基本約款に定めがあること。
- 2 原則として、長崎市内全域で活動できること。ただし、活動区域を限定する場合は申請時に申し出ること。
- 3 職員の派遣調整やサービスの実施にあたり、職員の派遣について一元的に管理し、実施要綱及び長崎市との委託契約の遵守、その他事業実施に必要な監督を行う監督職員を配置していること。ただし、監督職員は、当該事業の管理に支障がない限り、他の職務を兼務していても差し支えないものとする。
- 4 職員の健康管理・疾病の早期発見のために、職員の健康状態の把握を定期的に行える状態であること。
- 5 職員の資質向上のため、定期的・計画的に研修を実施していること。
- 6 サービス提供に係るマニュアル（作業手順等）を作成し、職員に徹底していること。（サービス提供時の清潔の保持の遵守を含む。）
- 7 緊急時における対応マニュアルが整備されていること。
- 8 利用者に対し、苦情対応責任者をあらかじめ明らかにし、常時、利用者からの相談に備えること。
- 9 自己の責による事故等における損害賠償を速やかに行うこと。また、あらかじめ相当の損害保険に加入しておくこと。
- 10 利用者及びその家族のプライバシーの尊重に配慮し、正当な理由なく業務上知り得た秘密を漏らすことのないよう、職員に徹底させること。